



(2) 令和8年2月25日

付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援について」に記載される財政支援の対象となる保険料及び減免額

(2) 令和7年2月20日(令和7年3月28日一部改正) 付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難「指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援について」に記載される財政支援の対象となる保険料及び減免額

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。